

日本測地学会賞学術功労賞規程

日本測地学会

1. （目的）本規程は、日本測地学会賞学術功労賞の授賞について定める。
2. （趣旨）本賞は、測地学分野の発展に対し特段の功労もしくは功績のあった者に授与する。
3. （授賞の対象）原則として、本会の会員に本賞を授与する。ただし、本賞の既受賞者は、対象から除く。
4. （授賞の方法）授賞は、日本測地学会総会または日本測地学会講演会において、受賞者に賞牌・賞状等を与えることによって行う。
5. （選考委員会）受賞候補者を選考するため、日本測地学会賞学術功労賞選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設ける。選考委員会は、会長及び会長が指名する若干名の委員で構成される。選考委員会は、参考人から意見を聴取できる。
6. （受賞者の選考）選考委員会が選考し、受賞者を決定する。選考委員会は、選考結果を受賞者に通知する。
7. （受賞記念講演）受賞者は、原則として、賞を受ける日本測地学会総会または日本測地学会講演会において記念講演等を行う。
8. （授与の取り消し）選考決定後もしくは授与後であっても、顕彰内容が捏造・改ざん・盗用等による不適切な成果であると認められたとき、または本会の名誉を著しく毀損するような事象が発生した場合には、総会の決議により、授与を取り消すことができるものとする。
9. （その他）この規程に定めるもののほか、本賞の実施に必要な事項は、日本測地学

会評議会が別に定める。

10. （規程の解釈等）本規程の解釈について疑義が生じた場合、または、本規程にない問題が生じた場合には、日本測地学会評議会においてこれを定める。
11. （規程の変更）本規程を変更する必要がある時は、日本測地学会評議会の合意を得て、これを変更することができる。

（2025 年 5 月 26 日 日本測地学会総会承認、同日から施行）